



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第55号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局財務規程の一部を改正する規程	（ " ）	2
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ " ）	2
島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程	（ " ）	3

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 3 号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表総務課の項中 「経理グループ
調整スタッフ」 を「経理グループ」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 4 号

島根県企業局財務規程の一部を改正する規程

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第36条の表中「20,000円」を「50,000円」に改める。

別表第 1 電気事業会計勘定科目表中「子ども手当」を「児童手当」に改め、別表第 1 工業用水道事業会計勘定科目表中「子ども手当」を「児童手当」に改め、別表第 1 水道事業会計勘定科目表中「子ども手当」を「児童手当」に改め、別表第 1 宅地造成事業会計勘定科目表中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 5 号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 8 条の10」を「第 8 条の13」に改める。

第14条の 2 中「1 年」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされた期間を除く。）」を加える。

第22条第 1 項中「別表第12号」を「別表第 8 号、第12号」に改め、同項ただし書中「別表第12号」を「別表第 8 号、第12号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第23条を次のように改める。

（休暇日数の計算）

第23条 週休日、休日、代休日及び第8条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下これらを「週休日等」という。）をはさんで年次有給休暇、夏季休暇若しくは慶弔休暇又は別表（第3号を除く。）に規定する休暇を与えられた場合は、週休日等はこれらの休暇として取り扱わないものとする。

2 第14条、第16条、第17条、第19条第1項及び別表第3号に規定する休暇の期間中には、週休日等を含むものとする。

第24条第1項中「、年次有給休暇」の次に「を除く休暇」を加え、同条第2項中「週休日及び休日」を「週休日等」に改め、同項ただし書中「この期間」の次に「経過後に承認の要求があった場合においては、この期間」を加え、同条第3項中「第20条の」及び「の請求」を削る。

別表第1号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の次に「（平成10年法律第114号）」を加え、同表第2号中「しゃ断」を「遮断」に改め、同表第3号中「破かい」を「破壊」に改め、同表第8号中「産前休暇」を「第17条第1号に規定する休暇」に、「2週間」を「10日」に改め、同表第11号中「（昭和22年法律第49号）」及び「部分休業の時間及び」を削り、同表第12号中「とき」の次に「。」を加え、同表第13号中「予防接種法」の次に「（昭和23年法律第68号）」を、「母子保健法」の次に「（昭和40年法律第141号）」を、「児童福祉施設」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）」を加え、同表第14号の2中「10日」の次に「を超えない範囲内で必要と認める期間」を加え、同表第15号中「とき」の次に「。」を加え、同表第16号中「とき」の次に「。」を加え、同号エ中「アからウ」を「アからウまで」に改め、「特定非営利活動法人」の次に「（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に妊娠中の女子職員で、当該妊娠に係るこの規程による改正前の島根県企業局職員就業規程（以下「改正前の規程」という。）第17条第1号に規定する休暇を与えられていないものについては、この規程の施行の日前に与えられた当該妊娠に係る改正前の規程別表第8号に規定する休暇は、この規程による改正後の島根県企業局職員就業規程別表第8号に規定する休暇とみなし、同規程第23条及び別表第8号の規定を適用する。

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第6号

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号。以下「企業局職員条例」という。）第4条の規定により支給される管理職手当の月額、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間において、島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号。以下「企業局職員規程」という。）第4条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 企業局職員条例第4条に規定する管理又は監督の地位にある企業局職員（企業局職員規程第4条第2項の規定による管理職手当の区分が1種又は2種とされている職にある企業局職員に限る。） 100分の12.5

(2) 企業局職員条例第4条に規定する管理又は監督の地位にある企業局職員（前号に掲げる企業局職員を除く。）

100分の10

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。